4　協定の適用上、次のとおり了解される。
(i)　「情報」とは、方法のいかんを問わず伝達することができる知識であって、締約者が保有するものをいう。
(ii)　締約者が保有する「資料」には、すべての記録された情報（物理的形態又は特性のいかんを問わないものとし、文章若しくは印刷物、データ処理カード及びテープ、地図、図表、写真、絵画、図面、版画、略図、作業文書、カーボン紙による写し並びにインクリボン又はこれらの複製（手段又は方式のいかんを問わない。）並びに音、声、磁気的記録物、電子的記録物、光学的記録物又はビデオ録画（形態のいかんを問わない。）並びに電子計算機用の内在型の又は取り外し可能な記憶媒体を備えた携帯用自動データ処理機械を含むが、これらに限らない。）及び製造された又は製造の過程にある機械又は装備のすべての品目を含む。
(iii)　「秘密の情報又は資料」とは、許可されていない開示からの保護を必要とすると決定された情報又は資料であって、秘密指定により指定されたものをいう。
(iv)　「秘密情報取扱資格」とは、個人が秘密の情報又は資料へのアクセスを有する資格を持つとの決定をいう。
5　協定第一条(ii)の規定に関連して、次のことが了解される。
(i)　「いずれかの締約者がその出所元の情報又は資料に関して定めた秘密指定を保持する」には、情報又は資料を受領する一方の締約者が他方の締約者による当該情報又は資料に対する秘密指定に対応する表示を行うこと及び当該情報又は資料の出所元が当該情報又は資料に付した表示を維持することを含む。
(ii)　対応する秘密指定は、次のとおりとする。

NATO SECRET	「極秘／Gokuhi」又は「防衛秘密／Bouei Himitsu」
NATO CONFIDENTIAL	「秘／Hi」
NATO RESTRICTED	対応する日本側の秘密指定はないが、NATOにより別段の通報がある場合を除くほか、NATO CONFIDENTIALとして保護する。

6　協定第一条(ii)の規定に関連して、「当該情報又は資料を合意された共通の基準で防護する」とは、他方の締約者の秘密の情報又は資料に対して、当該他方の締約者により要請され、かつ、当該他方の締約者により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるために適切な措置を実施することをいうものと了解される。
7　協定第一条(iii)の規定に関連して、「協力活動」とは、日本国政府及びNATOが相互に協力して実施する活動をいうものと了解される。
8　協定第四条の規定に関連して、日本国政府及びNATOは、同規定の実施に関して文書を交換するものと了解される。

日本国政府のために
　横田淳
北大西洋条約機構のために
　アナス・フォー・ラスムセン

○外務省告示第三百三十一号

平成二十二年六月二十五日にアディスアベバで、アバイ渓谷ゴハチオン―デジェン幹線道路機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アバイ渓谷ゴハチオン―デジェン幹線道路機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　九億六千万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年四月三十日まで
4　署名者

日本側	駒野欽一在エチオピア大使
エチオピア側	アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

平成二十二年七月十二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百三十二号

平成二十二年六月二十三日にバマコで、バマコ中央魚市場建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマリ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　バマコ中央魚市場建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十億二千七百万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側	中川幸子在マリ大使
マリ側	モクタール・ウアンヌ外務・国際協力大臣

平成二十二年七月十二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百三十三号

平成二十二年六月二十五日にリロングウェで、マラウイ警察楽器整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マラウイ警察楽器整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三千四百八十万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年六月三十日まで
4　署名者

日本側	野呂元良在マラウイ大使
マラウイ側	ケン・カンドド財務大臣

平成二十二年七月十二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百三十四号

平成二十二年六月二十八日にアブジャで、第二次小学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次小学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十一億三千二百万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年六月三十日まで
4　署名者

日本側	植澤利次在ナイジェリア大使
ナイジェリア側	ルカヤツ・ルーファイ教育大臣

平成二十二年七月十二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百三十五号

「千九百九十五年の国際穀物協定」中の「千九百九十九年の食糧援助規約」の有効期間は、平成二十三年六月三十日まで延長された。

（平成二十二年六月十六日付け国際穀物理事会事務局長書簡）

平成二十二年七月十二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百三十六号

ベリーズ政府は、昭和四十年十一月十五日にハーグで作成された「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」の加入書を平成二十一年九月八日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年五月一日にベリーズについて効力を生じた。

（平成二十二年五月三十日付け在京オランダ大使館口上書）

平成二十二年七月十二日

外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省告示第二百七十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の五の項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十二日

厚生労働大臣　長妻　昭

「スリランカ　大韓民国」を「スリランカ」に改め、「（ペンシルバニア州を除く。）」及び「、バハ・カリフォルニア・ノルデ州」を削り、「英国」を「英国（ノッティンガムシャー州を除く。）」に改める。